

インフルエンザ出席停止基準

発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで

発症した後5日

発症の取り扱い：「発熱」のみを発症とする。発熱以外の症状「関節の痛み」等は含まない。

発症日の取り扱い：医師の診断日にかかわらず、発症した日（発熱が始まった日）を基準とする。

日数の取り扱い：発症した翌日から起算。発症した日（発熱が始まった日）は含まない。

発症後、最低5日間は登校不可							
	発症当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目 7日目
〈例1〉 発症2日目に解熱	 発熱	 発熱	 解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日以内 登校不可	登校可能
〈例2〉 発症4日目に解熱	 発熱	 発熱	 発熱	 発熱	 解熱	解熱後 1日目	
						解熱後 2日目	

解熱した後2日

日数の取り扱い：解熱した翌日から起算。解熱した日は含まない。

※インフルエンザワクチンでの副反応による欠席は、出席停止にはなりません。

。※家族がインフルエンザを発症している場合、本人が無症状であれば欠席する必要はありません。